### ○令和3年8月臨時会における特例的な議事運営について

新型コロナウィルス感染症対策として、令和3年8月臨時会における議事運営については、次のとおりとする。なお、この議事運営は、今臨時会に限る。

### 1. 出席議員について

議案審議においては、定足数を満たすことを前提として適宜離席を認める。ただし、議案採決時には議席に戻ることとする。なお、離席中においても、モニター傍聴又はインターネット中継などにより議事を確認するよう努める。

# 2. 理事者(説明員)の出席について

理事者には、提出された議案の審議に必要最小限の説明員の出席を求めること とする。

# 3. 議案の質疑について

- 質疑については会議規則を遵守し、また、重複質問を避けることとする。
- ・ 理事者の答弁は、自席で行うこととする。

#### 4. その他

- ・ 発熱その他体調不良の場合には、出席しない。また、新型コロナウィルス感染 症への感染、濃厚接触者と認定、その他感染の疑いが強い場合には、速やかに市 議会事務局を通じて議長に報告する。
- 手洗い、消毒を徹底するとともに、マスクを着用する。
- ・ 長時間の会議とならないよう質疑等は簡潔に行うとともに、適宜、休憩及び換 気を行う。
- ・ 市民へは直接傍聴を控え、インターネット中継を利用してもらうよう周知に努める。